

「滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例要綱案」 に対する意見・情報の募集結果について

1. 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）」の公布により、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。）の一部が改正され、これまで国が定めていた都道府県が実施する職業訓練の基準等については、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。）で示す基準に基づき条例で定めるものとされたことにより、滋賀県が実施する職業訓練の基準について条例を制定するものです。

2. 内容

条例で定める範囲については、以下のとおりです。

- (1) 県が実施する職業訓練について
- (2) 普通課程および短期課程の普通職業訓練の基準について
- (3) 無料とする職業訓練の範囲について
- (4) 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格について

3. 県民政策コメントの結果

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）第4号の規定に基づき、平成24年（2012年）9月18日（火）から平成24年（2012年）10月17日（水）までの1ヶ月間、滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例要綱案に対する意見・情報の募集を行いました。提出された意見・情報はありませんでした。

4. 経過および今後の予定

- 平成24年7月30日 滋賀県職業能力開発審議会にて条例要綱案説明
- 平成24年9月12日 常任委員会において条例要綱案の説明
- 平成24年9月18日～10月17日 県民政策コメントの実施
- 平成24年11月県議会 条例議案上程
- 平成25年4月1日 条例施行予定

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例要綱案

1. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号）」の公布により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。）の一部が改正され、これまで国が定めていた都道府県が実施する職業訓練の基準等については、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。）で示す基準に基づき条例で定めるものとされたことにより、滋賀県が実施する職業訓練の基準について条例を制定するものです。（施行予定日：平成 25 年 4 月 1 日）

2. 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の制定内容案

(1) 県条例独自の規定

比較的短い期間の訓練（短期課程）について、訓練生の数、職業訓練指導員の数、試験について、省令で一律に規定されていないため、以下のとおり規定します。

訓練生の数	100人以下
職業訓練指導員の数	訓練生の数、危険度、指導の難易度に応じた適切な数
試験	必要に応じ、訓練修了時に行う

県の考え方

訓練生の数は、技能講習等の最大実施可能人数を考慮し、職業訓練指導員の数および試験については、省令中一部の訓練科についてのみ規定されている基準を基に、短期課程のすべての訓練科に共通の基準を設けることとし、各種の訓練に応じた運用が可能となるよう配慮した規定とします。

(2) その他の規定

上記以外の項目の規定については、省令に示す基準に基づき、条例化することとします。

「滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例要綱案」概要

1 制定の概要

都道府県の行う職業訓練、職業訓練の基準、無料とする職業訓練の範囲、職業訓練指導員の資格について、改正後の法に基づき、都道府県の条例で定め、規定する。

(1) 都道府県の行う職業訓練

国の定める法および規則概要	条例要綱案概要
都道府県の設置する公共能力開発施設以外の場所で訓練を実施することができる訓練を規定。 1 主として知識習得するための訓練 2 期間の短い訓練（短期課程） 3 簡易な設備を利用できる訓練	法および省令に従い同様に規定。
職業を転換しようとする労働者等に対して、迅速かつ効果的な訓練を公共職業能力開発施設以外の適切な施設で実施することができる。（他の教育訓練施設への委託）	法および省令に従い同様に規定。

(2) 職業訓練の基準

①普通課程の基準

国の定める法および規則概要	条例要綱案概要
<p>普通課程の基準についての規定</p> <ol style="list-style-type: none">1 対象者 中学校等卒業生等もしくは高等学校等卒業生等2 教科 基礎的な技能および知識3 訓練の方法 通信の方法によることも可能4 訓練期間 中学校卒業生等は、2年以上4年以下で適切と認められる期間 高等学校卒業生等は、1年以上4年以下で適切と認められる期間5 訓練時間 1年間でおおむね1,400時間とし、中学校卒業生等は、総訓練時間が2,800時間以上、高等学校等卒業生等は、2,800時間以上とし、実施体制が困難な場合に限り、700時間6 設備 訓練を適切に行うことができると認められるもの7 訓練生の数 訓練を行う一単位につき50人以下8 職業訓練指導員 訓練生数、危険度、指導の難易度に応じた適切な数9 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内に1回行うこと。	<p>法および省令に従い同様に規定。</p>

②短期課程の基準

国の定める法および規則概要	条例要綱案概要
<p>短期課程の基準についての規定</p> <p>1 対象者 職業に必要な技能及び知識を習得しようとする者</p> <p>2 教科 職業に必要な技能及び知識を習得するために適切と認められるもの</p> <p>3 訓練の方法 通信の方法によることも可能</p> <p>4 訓練期間 1年以下の適切な期間</p> <p>5 訓練時間 総訓練時間12時間以上(ただし、省令による訓練科は10時間以上)</p> <p>6 設備 訓練を適切に行うことができると認められるもの</p> <p>7 訓練生の数 省令別表第3または第4に規定のある訓練科は別表による</p> <p>8 職業訓練指導員 省令別表第3または第4に規定のある訓練科は別表による</p> <p>9 試験 省令別表第3または第4に規定のある訓練科は別表による</p>	<p>1から6については法および省令に従い同様に規定。</p> <p>7 訓練生の数 訓練を行う1単位につき100人以下</p> <p>8 職業訓練指導員 訓練生数、危険度、指導の難易度に応じた適切な数</p> <p>9 試験 必要に応じ、訓練修了時に行うこと</p>

(3) 無料とする職業訓練の範囲

国の定める法および規則概要	条例要綱案概要
職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者にたいして行う短期課程の職業訓練とする	法および省令に従い同様に規定。

(4) 職業訓練指導員の資格

国の定める法および規則概要	条例要綱案概要
都道府県が設置する公共職業能力開発施設の職業訓練における指導員は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるものでなければならない。(法第28条第1項) ただし、免許を受けた者と同等のものとして省令で定めるものは、職業訓練指導員免許を受けたものであることを要しない。(省令第48条の3)	法および省令に従い同様に規定。